

平成 27 年度、篠山市社会福祉協議会 事業方針

少子高齢化や核家族化の進行などにより、家族や地域の支え合いの機能が弱まるとともに、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮の高まりなどから、身近な地域における社会的なつながりが希薄化しています。

地域福祉とは、住み慣れた地域や家庭の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、社会福祉協議会は、制度化された社会福祉事業を実施するだけでなく、生活支援をはじめとする地域の福祉課題に幅広く対応し、地域からの信頼を得て、地域福祉の主導的な役割を發揮していくことに、期待が寄せられています。

このような中、地域福祉推進の中核組織である社協の存在意義と、将来ビジョンを示すため、「つながりと支えあいをつくる みんなのしあわせ」を計画目標に掲げ、第 3 次、地域福祉推進計画を策定しました。

計画では、生活困窮者自立支援法の施行や、地域包括ケアシステムの構築も視野に入れ、これまでの活動で蓄積した専門知識やノウハウを活かし、計画に沿った事業を展開していきます。また、介護保険制度の改正による、地域福祉実践の動きとして「ふれあい・いきいきサロン」「見守り支援サポーター事業」「在宅支援ボランティア」などの住民参加型福祉サービスの定着が進みつつあり、社協は、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関と協働し、今後も増加する新たな福祉ニーズにも、柔軟に対応していきます。

さらに、時代に即した公益性の高い法人経営を実現するため、職員の専門性を高め、法人組織体制の強化と、法人運営の透明性の確保に努めます。

○重点活動

重点活動項目 1 「地域住民が支えあい 助けあうまちづくり」

- ・安全で安心して暮らせる地域を目指し、住民相互のつながりを強化するための地域福祉活動を推進します。
- ・地域内での困りごとを発見し、解決していくため、話し合いや交流の場づくり、助け合い意識の向上に努め、住民が主体的に取り組める地域福祉活動の展開を目指した支援を行います。
- ・地域福祉活動に取り組む個人や団体を支援・協力し、地域における福祉課

題の解決に取り組みます。

- ・住民が参加しやすい地域活動にするため、情報発信や研修会を開催します。

取組事業 集落等福祉活動事業、福祉委員活動、地区福社会議、福祉教育推進事業、ボランティア活動の推進と講座開催、介護支援ボランティアポイント制度事業

重点活動項目 2 「つながりを深めて 個人を支えるしくみづくり」

- ・住み慣れた地域で、自分らしく、元気に暮らしていくために、困りごとを抱えた個人を支えるしくみをつくります。
- ・地域と連携して近隣の見守り活動を進め、困りごとを抱えた世帯の早期発見と解決に向けた支援を関係機関と連携し行います。
- ・個人が抱える課題の複雑化、多様化により、現行の制度で対応できない新たな支援方法やサービスの開発に努めます。

取組事業 東部・西部地域包括支援センター、見守り支援サポーター事業、福祉サービス利用援助事業、ファミリーサポートセンター事業、給食サービス事業、配食サービス事業、外出支援サービス事業、生活福祉資金貸付事業、緊急貸付資金事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、居宅介護事業、障害者相談支援事業

重点活動項目 3 「地域と個人を支える法人組織の強化」(法人強化)

- ・災害発生時に迅速な対応が行えるよう、定期的に防災訓練を実施するとともに、市と災害協定を締結し、相互が連携・協力できる体制を構築します。
- ・評議員会、理事会において、活発な意見交換が行える環境整備を行います。
- ・事業を運営するうえでの、効率的かつ有効な事務局体制の整備を図ります。
- ・地域に密着した支援活動が行えるように、研修会を通じて職員の資質向上を図ります。

取組事業 災害時の地域支援、法人組織体制の充実・強化

1 法人組織体制の充実・強化

- ①地域福祉の推進を図ることを目的とした法人組織として、運営基盤となる理事会、評議員会を定期的に行い、組織運営の充実を図ります。また、日常業務を遂行する上で必要な知識技術を身につけ、法令遵守、事故予防の徹底を行います。
- ②災害支援センターの取り組み
 - ・災害支援情報の集約、相談対応、ボランティアバス派遣事業を行います。
 - ※東北への災害支援市民ボランティアバスの継続派遣（2回：学生1回、一般1回）や、兵庫県北部地域への除雪ボランティアの派遣を行います。
- ③防災体制の充実
 - ・篠山市と災害発生時の役割分担について協議し、災害協定を締結します。
 - ・職員の初動、配置体制訓練と災害ボランティアセンター立上げ訓練および関係機関との連携を図ります。
- ④各種研修会の実施
 - ・役職員研修の実施
 - ・職場内研修の開催 年6回（丹波ブロック社協活動推進協議会研修含む）
 - ・産業医による健康講座

2 ボランティア活動支援事業（兵庫県社協補助事業）

（1）養成講座事業

ボランティア活動の支援と、新たなボランティアの担い手を発掘し育成するため、ボランティア養成講座を開催します。

①学生ボランティア養成講座

目的 ボランティアを身近に感じ、地域でボランティア活動を行うきっかけづくりとボランティアリーダーとして活躍できる人材を育成します。

時期 夏休み、または授業日の放課後 全3回

対象 高校生

内容 救急処置（身の回りの物を用いた包帯法、担架）、傾聴、手話（障がい者、当事者の気持ちや接し方の理解でV活動の参加促進）

②災害ボランティアリーダー養成講座

目的 災害時の支援活動の知識や技術を身に付け、市内での活動や被災

地支援でのよりよい活動に結びつけます。

時期 1～2月 全2回

内容 災害時の対応、救急救命、グループ立ち上げなど

③傾聴ボランティア講座

目的 高齢者や障がい者の不安や悩みに耳を傾け、心に寄り添い話を聴くボランティアを養成します。

時期 6～7月 全4回

内容 傾聴に必要な心構えや技術、体験プログラムなど

④ボランティアデビュー講座 4回

目的 技術や経験を活かしたボランティア活動を行うきっかけづくりや、ボランティア初心者への支援を行い、新たなボランティアを発掘します。

時期 11～12月 全4回

内容 ボランティアとは、活動者の話、体験、報告と今後など

⑤精神保健福祉ボランティア講座

目的 精神障害や心の病を理解することで、地域住民の心の健康づくりと、病気を抱える当事者への対処や、支援者を養成します。

時期 9～10月 全4回

内容 こころの病気の理解、障がい者への関わり方、福祉制度と市の現状、ボランティア活動者の話と作業所見学など

(2) ボランティアセンター運営事業

- ・地域福祉を推進するため、助成金やボランティア活動などの情報発信を行い、市内におけるボランティアグループ活動の安定的・継続的な発展を図ります。
- ・ボランティア登録を周知することで、個人や団体の登録を促進し、ボランティア活動の普及啓発に努めます。
- ・多様化した地域の福祉ニーズに対応するため、ボランティアグループおよび、市民プラザとの交流と情報交換を行い、ボランティアネットワークの強化に努めます。
- ・ボランティアグループ同士が課題を共有し、情報交換や交流を行う場づくりに取り組みます。
- ・ボランティア運営委員会を設置し、地域の福祉ニーズに対応できるようボランティア活動の充実を図ります。

(3) 災害ボランティアセンター運営事業

- ・災害ボランティアグループを立ち上げることで、市内における災害時のネットワーク活動基盤の強化に努めます。

3 ボランティア活動費補助事業

- ①篠山市ボランティア連絡協議会の登録グループの運営に必要な経費を助成します。
- ②ボランティア活動の安定的・継続的な支援を行うとともに、未登録のボランティアグループなどへも、グループ登録の啓発を図ります。

- ・対象：篠山市ボランティア連絡協議会登録グループ
(ボランティア団体：31グループ、会員439名)

4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

- ①ひとり暮らし高齢者等、地域で見守りが必要な方の孤立感の解消や心身機能の維持向上に加え、地域住民がふれあう交流の場づくりのために、市内の12自治会を補助対象自治会に指定（2年間）し、ふれあい・いきいきサロン事業を実施します。
- ②年間で補助金を交付できる自治会が限られているため、サロン活動について検討する場を設け、検討結果を行政と協議し、補助額および補助自治会数の見直しを行います。
- ③補助終了後、サロン活動が継続して実施されていない自治会もあるため、サロンの立ち上げや継続ができるよう、マニュアルを作成し、円滑なサロン運営を支援します。
- ④サロン交流会を開催し、サロン活動に関わる情報を提供します。

- ・平成27年度指定自治会

2年目補助 上河原町、畑宮、火打岩、上笹見、味間南、古市、花みづき台 7自治会

新規補助 5自治会

5 給食サービス事業

- ①障がい者福祉事業所、ボランティアにより、概ね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯へ昼食を配達し、利用者の安否確認を行ないます。
- ②給食ボランティア体験教室の開催や、広報で募集を行いボランティアへの参加を呼びかけます。
- ③高齢者向け宅配サービスを実施する民間企業が増加しているなか、社協が実施する意義を考え、事業内容を整備します。
 - ・実施回数 年 46 回（毎週水曜日）
 - ・利用者数 100 名
 - ・協力者数 調理、配達ボランティア 102 名
 - ・委託事業所 NPO 法人陽だまり、NPO 法人みらい、NPO 法人みちくさ
NPO 法人いぬいふくし村

6 配食サービス事業（篠山市委託事業）

- ①概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を配食し、利用者の安否確認を行ないます。
- ②障がい者の就労支援を目的とし、市内の障がい者福祉事業所に、調理配送業務を委託し、より利用しやすいサービス提供に努めます。
 - ・実施回数 年 50 回（毎週金曜日）
 - ・利用者数 57 名
 - ・委託事業所 NPO 法人陽だまり、NPO 法人みらい、NPO 法人みちくさ、
NPO 法人いぬいふくし村

7 外出支援サービス受託事業（篠山市委託事業）

- ①身体状況により、一般公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者を対象に、通院手段を確保することを目的として、特殊車両による送迎を行います。
- ②西紀北地区において、毎週水曜日に桑原～川阪間のバス停送迎を 1 日 3 回行います。
- ③道路運送法における福祉有償運送制度に基づき、法令を遵守した安全な運行を行います。
 - ・利用者減少に伴い、効率的な配車を行う。

- ・外出支援登録者数 152 名、運行回数 1,343 回、利用料 500 円／片道
- ・西紀北福祉バス登録者数 12 名、運行回数 44 回、利用料 200 円／片道

8 生活福祉資金貸付事業（兵庫県社協委託事業）

- ①他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯等を対象に、生活再建と更生を目的に、生活福祉資金の貸し付けを行います。
- ②滞納者に対し、県社協の指針に基づき償還指導を実施します。
- ③各関係機関や専門機関、民生委員・児童委員との連携を図り、相談業務や償還指導を通じ、助言や生活の支援を行います。
 - ・実施 福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金
臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金
 - ・対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

9 権利擁護支援事業[福祉サービス利用援助事業]（兵庫県社協委託、篠山市補助事業）

- ①判断能力に不安のある高齢者等が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるように、地域の方々や関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援を行います。
- ②判断能力が低下した方には、成年後見制度の利用を支援します。
- ③生活支援員を増員（8 名→10 名）し、複数で支援に携わる体制をつくりま
す。また、定期的な課内支援会議の開催により、情報共有と利用者支援の方
策を検討し、課内全体で利用者を支援します。
- ④地域での権利擁護支援活動の担い手を養成するための講座や、生活支援員の
資質向上と情報共有を目的とした生活支援員連絡会を開催し、身近な地域の
支援者を養成します。
- ⑤自治会、老人クラブ等、住民の集う場に出向き、事業内容の周知を行い、権
利擁護支援についての理解深め、住民の権利擁護意識を高めます。
- ⑥関係機関と協議し、社協で担う権利擁護支援のあり方や法人後見の実施につ
いて、検討する場を設けます。
 - ・利用者 28 名 新規契約 9 名 解約 3 名 成年後見申立支援 4 名
 - ・相談件数 契約前 87 件 契約後 1,315 件 計 1,402 件
 - ・生活支援員による支援 514 回・530 時間
 - ・権利擁護支援者養成講座 5 回シリーズ
 - ・生活支援員連絡会 年 4 回
 - ・法人後見検討会 年 4 回

10 介護機器貸出事業

- ①在宅介護を行っている方を対象に、在宅での介護がしやすいように、車いすや電動ベッドを貸し出し、介護者の負担軽減を図ります。
- ②各関係機関と連携し、各種サービスの利用と合わせ、在宅介護者に広く情報を提供します。
- ③利用者のニーズに合った機器を購入し、利用の促進を図ります。
 - ・貸出機器名 電動ベッド、手動ベッド、マットレス、車いす
 - ・対 象 在宅で介護を必要とする人

11 手話・点訳・要約奉仕員養成受託事業（篠山市委託事業）

- ①聴覚障がいや視覚障がいのある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民の関心を高め、障がいの理解を深めることを目的に養成講座を実施します。

- ・手話奉仕員養成講座（基礎課程）

目的 篠山市みんなの手話言語条例の制定により、聴覚障がい者がいつでも手話が使える地域社会を目指し、支援者として聴覚障がい者を理解し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

時期 5～10月 全24回

- ・点訳奉仕員養成講座（中級課程）

目的 基礎的な点訳の知識と技術を学び、視覚障がい者のニーズに沿った多くの情報を提供していくため、点訳奉仕員を養成します。

時期 11～12月 全6回

- ・要約筆記啓発講座

目的 聴覚障がい者のコミュニケーションの一つとして、要約筆記の技術および関連知識についての理解を深め、基本的な技術の習得のため講座を開催します。

時期 5～7月 全8回

12 ファミリーサポートセンター事業（篠山市補助事業）

- ①育児の援助を受けたい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）、双方行う人（両方会員）を組織化し、相互援助活動を行い、仕事と育児が両立できる環境を整えます。
- ②地域の支え合いにより、保護者の孤立化を防ぐとともに、将来、子育てを終えた後に援助を行う循環型の事業をめざします。
- ③依頼に柔軟に対応できるよう、各地域に協力会員を確保するとともに、会員の現況を把握します。
- ④市内の子育て支援事業との連携を密にし、協力体制を図ります。
 - ・会員相互援助活動 月 15 回
会員数 292 名（依頼会員 179 名、協力会員 75 名、両方会員 38 名）
 - ・会員同士の交流を目的とした交流会 4 回
 - ・協力会員養成のための会員養成講座 1 回（3 講座）
 - ・協力会員の資質向上を目的としたフォローアップ講習会 3 回
（内 2 回は、子育てふれあいセンターとの合同事業）

13 見守り支援サポーター・介護支援ボランティアポイント制度受託事業（篠山市委託事業）

（1）見守り支援サポーター受託事業

- ①地域において、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員登録し、家事の手伝いや話し相手、さりげない見守りなど簡易なサービスを実施します。
 - ・利用料 600 円／1 時間（300 円／30 分）
 - ・依頼会員 10 名、サポート会員 17 名
 - ・援助活動利用者：継続支援者 4 名
- ②パンフレットを活用し、各会議などへの配布、事業説明を行うと共に、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、両会員の登録に努めます。
- ③様々な場での事業周知と養成講座を開催し、活動登録者の促進を図り、依頼の対応ができる体制を整えます。
 - ・シルバー人材センター、ボランティアグループとの連携を図ります。
 - ・サポート会員の研修会や交流会を通じて、知識の向上と情報交換に努めます。
 - ・サポート会員養成講座の開催 年 1 回
 - ・サポート会員の研修会の開催 年 1 回

- ・サポート会員交流会の実施 年2回

(2) 介護支援ボランティアポイント制度受託事業

- ①高齢者のボランティア活動の支援を目的とし、介護保険施設などでボランティア活動を行った65歳以上の方にポイントを付与し、ポイント数に応じて翌年度換金します。
- ②会員自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組み、地域の支え合い活動を育成し、支援します。
 - ・活動登録者76名（男13名、女63名）
 - ・広報誌「かわら版」（年6回 奇数月発行）
 - ・登録者の増員に向けて、施設、事業所と共にPR活動を行います。

14 赤い羽根共同募金運動

募金運動

- ①「地域の福祉、みんなで参加」を全国統一スローガンとして、10月1日から12月31日までを募金期間として、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係機関等の協力を得て、募金活動を実施します。
- ②新しい募金活動である、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金の取り組みを推進します。
- ③広報誌、PR紙、ホームページの掲載といった啓発方法を推進します。
 - ・募金活動 戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金他

配分事業

- ①寄付者の意見を反映させた配分方法と、この運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある運動として浸透するよう、募金推進委員会において検討を行います。

(1) 友愛訪問活動事業

- ①民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、利用者の誕生月にプレゼントを手渡し、友愛訪問を実施する。訪問を通じて、利用者の生活状況や課題を把握し、地域の様々な社会資源の活用を図り、見守りネットワークの構築を進めます。
 - ・実施 対象者の誕生月
 - ・対象 概ね65歳以上の一人暮らし高齢者（1,490名）

- ②市老人クラブ連合会と共同で、101歳以上の高齢者に鉢植えを手渡し、長寿をお祝いします。

(2) 福祉委員活動事業

- ①誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、自治会長や民生委員・児童委員をはじめとした地域の方々と連携し、地域で開催される地区福祉会議や、ふれあい・いきいきサロンへ積極的に参加し、福祉活動の推進を図ります。
- ②各研修会を通して、福祉委員のスキルアップを図り、地域内での活動の場を広げます。
 - ・福祉委員スキルアップ研修会（年2回）
 - ・福祉委員通信の発行（年3回）
 - ・地域福祉リーダー研修会（年1回）

(3) 地区福祉会議

- ①自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、地域の福祉課題を協議し、解決に向けた取り組みについて、話し合うことを目的に地区福祉会議を開催します。
- ②地域の各組織、団体の代表者や関係者が、定期的、継続的に話し合うことにより「一人が抱える生活課題を、地域みんなの福祉課題」として捉え、解決に向けた福祉活動を推進していく地域基盤づくりをめざします。
- ③まちづくり地区の福祉活動リーダーとの連携を図るために、地区福祉会議連絡会を開催します。
 - ・地区福祉会議（各地区年1～2回）
 - ・地区福祉会議連絡会（年1回）

(4) 福祉教育推進事業

- ①福祉教育の基本的な学習方法や福祉体験学習メニューを提示した「福祉教育ガイドブック」を各校へ配布し、モデル事業の提案や講師の紹介を行い、福祉教育を実施します。
- ②学年に応じた、多種多様な福祉教育を実施します。

(5) 心配ごと相談所事業

- ①地域の身近な「よろず相談所」として、日常生活上のあらゆる相談に応じ、専任相談員（元民生委員・児童委員）と民生委員・児童委員が相談員となり、適切な助言や援助を行います。
- ②法的知識、専門的知識を要する場合は、専門の窓口を紹介し、各関係機関

につながります。

- ③広報や事業を通じて、心配ごと相談所の PR を積極的に行うと同時に、相談窓口として地域包括支援センター、市のふくし総合相談窓口や高齢者・障害者権利擁護サポートセンターと連携します。

- ・心配ごと相談所 年 62 回
- ・心配ごと相談員研修会、専任相談員意見交換会 年 1 回

地区	開催日	開催時間
丹南	毎月の第 1、3、5 金曜日	午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分
篠山	毎月の第 2、4 金曜日	
城東	4、8、12 月の第 3 木曜日	午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
多紀	5、9、1 月の第 4 木曜日	
西紀	6、10、2 月の第 1 木曜日	
今田	7、11、3 月の第 1 水曜日	

(6) 広報活動

- ①社協活動の紹介と福祉に関する情報を掲載した広報誌及び社協活動パンフレットを発行し、社協活動の PR に努めます。

- ・社協広報誌 年 6 回発行
- ・社協活動パンフレット 年 1 回発行

(7) 社会福祉大会

- ①社会福祉の原点を見つめ直す機会として位置づけ、社会福祉大会を開催し、広く住民に参加を呼びかけ、福祉への理解と協力を求めます。

(8) 子ども一時預かり事業

- ①一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担やストレスを軽減することで、よりよい子育て環境が整うよう支援します。
- ②他の子育て事業との兼ね合いを考え、独自の事業となるように見直しを図るとともに、ファミリーサポートセンター事業とのつながりを深めるため、合同事業を開催します。

実施日	年 16 回
場 所	市内公共施設
定 員	1 日あたり 10 人
利用料	子ども 1 人あたり 500 円
対象者	篠山市内在住の 6 か月～就学前の子どもを持つ保護者
託児協力者	ファミリーサポートセンター協力・両方会員

(9) 福祉団体支援事業

- ①各福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の活動理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援します。福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体との連携や協働を図り事業を実施します。
- ②地域や時代に即した活動を展開できるようリーダーの育成を行い、組織運営のあり方について研修会や情報を提供し、人材の育成に努めます。また、その活動状況や役割が住民に理解できるよう、広報活動の充実を図ります。

- ・篠山市老人クラブ連合会（6支部 会員 5,845名）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、多年にわたり培ってきた知識や経験を生かし、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を掲げ、地域の特色を活かした様々な活動を展開します。各研修会や大会へ参加し、高齢者の立場から責任ある提言を行い、リーダーの養成、事務局体制の整備、強化を通じて、老人クラブの活性化を図ります。次世代の会員獲得に向け、魅力あるクラブづくりを目的に、ニュースポーツ講習会等の新しい取り組みを提案します。

- ・身体障害者福祉協議会（会員 325名）

会員自らが事業を企画、立案する自主的な組織として、社会参加の促進、自立支援に関する事業と研修会を開催し、障がい者の自立を目指します。関係機関と連携し、障がい者に関する福祉制度やサービスを周知するため、広報活動を強化します。

- ・婦人共励会（会員 43名）

母子・父子家庭や寡婦の自立促進と福祉の向上を目的に、研修会や事業を開催し、生活基盤の充実に努めます。それぞれの家庭に必要な制度を効果的に活用できるよう関係機関と連携し、必要な情報を提供します。

- ・手をつなぐ育成会（会員 99名）

知的な障がいのある人とその保護者、協力者で組織し、「どこに住み、働 き、誰が支えるのか」をキーワードに、地域生活支援事業に取り組みます。 会員からの身近な相談をはじめ、関係機関との連携を進めながら、その人に合った生活を支援することを目的に、情報発信や会員からの福祉ニーズの把握に努めます。

◎歳末たすけあい運動

①12月を歳末たすけあい運動月間とし、「みんなでささえあう、あったかい地域づくり」をスローガンに自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、募金資材を活用した募金活動を実施します。

・実施期間：平成27年12月1日～31日

②寄せられた募金は、新たな年を迎えるにあたり、誰もが安心して地域で暮らせることをめざし、「地域歳末ふれあい交流事業」をはじめとする、地域の「たすけあい」や「ささえあい」を目的とした活動に配分を行います。

・募金活動 戸別募金、街頭募金、法人募金、職域募金他

・協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

・配分事業 地域歳末ふれあい交流事業、一人暮らし高齢者友愛訪問事業
障がい者福祉事業所支援事業、短期里親配分事業

15 緊急貸付資金事業

(1) 緊急貸付支援事業

①他の貸付制度が利用できない低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的な資金需要に対し、貸し付けを行います。貸し付け時には、民生委員・児童委員と連携し、必要な相談援助を行い、借受世帯の日常生活支援を行います。

②生活保護申請者の一時的なつなぎ資金として、迅速な対応が行えるよう、事業の見直しを協議します。

・貸付限度額 1件10万円

・対象 低所得者等生活困窮世帯

(2) 緊急支援給付金事業

①他制度から支援を受けることが困難な低所得世帯および生活保護申請者等の緊急かつ一時的なつなぎ金品として、現金または現物給付による支援を行います。

・対象 低所得者等生活困窮世帯

種別	限度額	内容
現金支給	10,000円	水道代、電気代、ガス代など現物支給では対応できない経費の補助。
現物支給	10,000円	食料品や、ガスコンロ・灯油などの生活必需品の購入費用。

16 善意銀行運営事業

(1) 広く住民より金品の預託を受け、社会福祉の増進に努めます。預託者の意志に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の財源として払い出しを行い、支え合える地域社会と社会奉仕の精神を育みます。

- ・ 状況 金銭預託 65 件 2,052,907 円、物品預託 94 件（平成 27 年 2 月末現在）
- ・ 実施 ボランティア活動支援事業
集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン活動）
福祉教育助成事業

(2) 福祉教育推進事業

- ①各学校の活動支援として、福祉体験学習にかかる費用を助成する「福祉教育助成事業」を実施します。
- ②各学校において、ボランティアとも連携し、車いす体験等を通じた福祉体験学習を開催し、学習を通じて福祉のまちづくりに向けた啓発を行います。
- ③地域の福祉課題に住民自らが気づく学びと、実践の場を提供するため各関係機関と連携し、福祉教育の具体的な企画と支援を行います。
- ④実施：車いす体験、アイマスク体験、手話・点字体験、高齢者疑似体験、障害のある方を講師に招いての講演他
対象：市内小・中・高・特別支援学校

事業名	内容	金額
福祉教育助成事業	市内小・中・高・特別支援学校で福祉体験学習にかかる費用。	1校あたり 10,000円まで

17 ホームヘルプサービス事業

- ①介護保険制度、障害者総合支援法制度を利用して、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるようにサービス提供をします。
 - ・ 介護保険事業 110 名
 - ・ 障害者総合支援法事業 35 名
 - ・ 自費ホームヘルプサービス事業 4 名

- ②職員資質向上のため、ヘルパー研修会を月2回実施します。
- ③利用者のニーズに的確に対応できるように研修会を実施して、信頼できるホームヘルパーの質の向上に努めます。

相談支援事業

- ①相談件数は増加傾向にあり、その利用度は年2回の支援が半分を占めています。
 - ・相談利用者 18名。
- ②平成26年度中に福祉サービス利用者に相談支援専門員の配置が決まるため、今後の新規利用者の増加は難しい。
今年度は、平成26年度までの利用者の支援を継続します。

18 居宅介護支援公益事業

- ①利用者が可能な限り自宅において、自己の能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、要介護・要支援状態にある利用者に対しケアプランを作成します。
 - ・介護支援専門員 5名
 - ・介護保険ケアプラン作成 130件
 - ・介護予防ケアプラン作成 4件
- ②篠山市から要介護認定等訪問調査を受託します。
 - ・訪問調査件数 61件
- ③平成26年2月から、介護保険法に定められる特定事業所として、研修への参加、主任介護支援専門員連絡会の出席、所内事例検討会を行い、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- ④困難事例については、地域包括支援センターと連携し、解決します。

19 地域包括支援センター公益事業（篠山市委託事業）

- ①総合相談
 - ・一般住民向けのセンターだよりを作成します。
 - ・保健センターなど拠点を活用した取り組みから、来所相談がしやすい仕組みづくりを行います。
 - ・3職種の打ち合わせを継続し、「気になる人リスト」から支援を行います。
 - ・相談支援の流れを身に付け、個人のスキルをあげることで、適切な支援につなげます。

②介護予防ケアマネジメント

- ・いきいきデカボ一体操リニューアル版を活用し、社協、健康課と協働してふれあい・いきいきサロン活動や健康増進の生きがいにづくりに働きかけを行います。
- ・認知症対策の事業を、地域、社協、市と共に検討していきます。

③包括的・継続的ケアマネジメント

- ・地域ケア会議、地区福社会議などをきっかけに、専門職と地域の方との顔の見える関係づくりを継続し、既存組織や地域とのつながりをつくります。
- ・地域包括ケア構築に向け、個別地域ケア会議を開催し、地域内での課題分析作業を行い、地域ケア推進会議につなげます。

④権利擁護

- ・高齢者虐待の早期発見・予防、成年後見制度の利用促進に向け、市および権利擁護サポートセンターとの連携を強化します。
- ・消費者被害の早期発見・予防に向け、地域住民への周知し、また市消費者センターとの連携方法を検討します。

⑤介護予防ケアプラン作成を行います。

⑥目標ケアプラン作成数（直営 130 件）の維持に努めます。

20 喫茶ふれあい収益事業

- ①飲食をしなくても、憩いの場として気軽に立ち寄れる雰囲気作りと、魅力ある喫茶の運営を行います。
- ②おいしく安い 500 円ランチメニューを考案し、営業時間と職員の勤務体制の見直しを行い、安定した経営に努めます。
- ③社協広報、ホームページ、PR 誌で、近隣企業、住民への利用促進を図ります。